

主張

保険診療をゆがめる人権無視の指導、監査

個別指導において、改善すべき問題点は多々あるが、そのうちの1つに「なぜ指導対象に選ばれたのか？」が示されていないことがある。個別指導の選定基準は指導大綱に示されているが、基準のどれに該当して選定されたのかは、個別指導対象となった保険医には全国的に開示されていない。

これでは、保険医は「何が理由で個別指導の対象となったのか」、「個別指導で何を指摘されるのか」など、指導日まで極めて不安な日々を過ごすことになる。

また、予定した時間内に個別指導が終わらない場合、「中断」とされる。保険医は、いつ個別指導が再開されるか分からないという不安な立場に置かれ、また、再開までに長期にわたるケースもあり、保険医の精神的苦痛ははかり知れない。

なぜ、厚労省・厚生局は個別指導の選定理由を開示しないのだろうか。保団連が厚労省に質したところ、「例えば選定理由が情報提供であった場合、保険医療機関によって情報提供者の割り出しが行われ、情報提供者が何らかの不利益を被る可能性があり、その結果として、これまで情報提供を行っていた者が、自らに不利益が及ぶことをおそれて、今後、情報の提供を躊躇することにより、情報源が失われることが危惧される場所であり、これら情報提供が行われなくなることは、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」との返答があった。

しかし、仮に選定理由を開示することで情報提供者が何らかの不利益を被る可能性があるのであれば、情報提供者を特定できる情報のみを部分的に非開示とすることで対応できるはずであり、選定理由を全面的に非開示とする理由には当たらない。指導を受ける保険医がなぜ選定されたのかが恣意的な取扱いでないことを担保するためにも、本来の指導の目的を果たすためにも、選定理由は開示されるべきである。

指導、監査の改善を求める声は大きくなりつつあるものの、一方で、「指導、監査の対象者は何らかの不正や不当行為をしており、処分は当然」という声もある。指導においては、指導大綱に明記されているものだけでも、高点数や再指導など7つの選定基準があるにも関わらず、「指導対象者」＝「不正をしている者」と見られるのは、正確な選定理由が開示されないことが大きな要因ではないだろうか。

指導、監査の改善を訴えているのは協会・保団連など医療界だけではない。昨年8月、日本弁護士連合会は「健康保険法に基づく、指導監査制度の改善に関する意見書」を厚生労働大臣と各行政首長に提出した。

これは、指導、監査制度が保険医の人権や医療機関経営を脅かすとして、保険医らが救済申し立てをしていたことに応えたものである。

内容は、法治国家の民主主義社会の人間としての当然のものである医療従事者の権利と国民が必要な医療を受ける権利を求めるものである。①選定理由の開示、②指導対象とする診療録の事前指定、③弁護士の指導への立会権、④録音、録画の権利、⑤患者調査に対する配

慮、⑥近年増加の一途の中段手続の適正な運用、⑦指導監査機関の分離と苦情申立手続の確立とし、最後に、「行き過ぎた指導・監査は、保険診療を担う保険医等の人格の尊厳を脅かし、国民の適切な医療を受ける権利の保障という観点からも、現行の指導・監査について、本意見書の指摘に係る改善、配慮及び検討を行うことが重要である」と結んでいる。

本意見書の内容は協会の指導、監査改善の取り組みと重なる部分も多く、今後も意見書の内容を活用するとともに、弁護士との連携強化を図っていくことが重要である。